北海道未来技術地域実装協議会規約

（設置及び目的）

第１条　北海道未来技術地域実装協議会（以下「協議会」という。）は、北海道と岩見沢市、更別村の共同提案による「世界トップレベルのスマート一次産業の実現に向けた実証フィールド形成による地域創生」（内閣府、未来技術社会実装事業）をテーマに社会実装に向けた必要な事項を検討するために設置する。

（事業）

第２条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の事項を行う。

（１）構成員に対する関連情報及び事業の進捗状況の提供に関すること

（２）事業化を促進するための連絡調整及び指導に関すること

（３）その他協議会の目的達成に必要と認めること

（協議会の構成員）

第３条　協議会の構成員は、次の各号に掲げる機関の職員をもって構成する。

（１）農林水産省　北海道農政事務所

（２）国土交通省　北海道開発局

（３）国土交通省　国土地理院

（４）総務省　北海道総合通信局

（５）経済産業省　北海道経済産業局

（６）文部科学省　科学技術・学術政策局

（７）警察庁　交通局

（８）国立大学法人　東京大学

（９）国立大学法人　北海道大学

（１０）北海道立総合研究機構農業研究本部

（１１）一般社団法人　北海道農業機械工業会

（１２）ホクレン農業協同組合連合会

（１３）ＩＴ活用による地域課題解決検討会

（１４）いわみざわ地域ＩＣＴ（ＧＮＳＳ等）農業利活用研究会

（１５）更別村スマート産業イノベーション協議会

（１６）北海道警察本部

（１７）岩見沢市

（１８）更別村

（１９）北海道

２　ただし、必要があると認められる場合は、構成員の追加及び関係者の出席を求めることができる。

（現地支援責任者）

第４条　協議会に現地支援責任者を置くこととし、次の各号に掲げる業務を担う。

（１）協議会における国の実務責任者として、選定事業の中において、複数の支援事業間の総合調整、　目標の達成状況の把握、地方公共団体等への助言を行う。

（２）未来技術実装関係省庁連絡会において、適宜、事業の進捗状況及び課題事項等の報告を行う。

（３）その他未来技術社会実装事業全般に関する相談への対応を行う。

（協議会の事務局）

第５条　協議会の事務局は、北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課及び農政部生産振興局技術普及課に置き協議会の運営に必要な事務を行う。

（その他）

第６条　事業の実施及び協議会の運営についての取扱い、その他本規約に定めのない必要な事項については、別途、構成員が協議する。

　附則　この規約は、平成３０年１１月１６日より施行する。

この規約は、令和４年３月９日より施行する。